

本件事故当時、矢吹町に居住していた申立人が、薪ストーブ用の薪購入費用及び精神的損害（薪ストーブが使用出来なかったことにより、十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛）等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

- (1) 蒔代金 平成24年6月から平成25年5月分の蒔購入代金を含む。
(2) 精神的損害 申立人世帯4名について、蒔ストーブの使用ができないことに伴い十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛。
(3) 検査費用

2 期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金28万2000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月12日

(仲介委員長 遠藤 昭、仲介委員 矢吹公敏、 同 姫野博昭)